

地方全書

十八十九

五三

庫文閣内			
八二函	一〇七九	和	書
五架	四冊	類	

庫文官政大			
	一〇七九	和	書
一四冊	二〇八函	門	

内閣文庫	
番號	和 11079
冊數	14 (12)
函號	182 147

地方



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり



五三一七番

地方全書卷

目錄

明治十二年購求

一新田相田發之事

一花井三九郎并

附片集

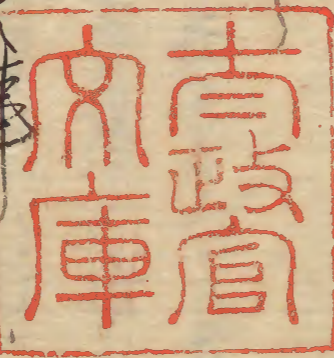
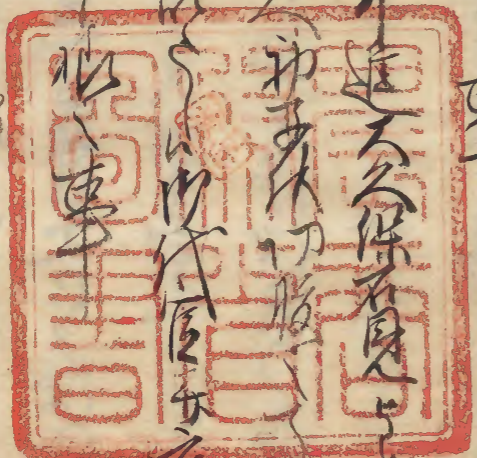
一新田相田發之事

一山邊山守并

附片集

一百姓新田開墾之事

附片集



改各之事

世尊金書卷

新田相國發之書

一 新田相國發之書 八世安房守 昔世よりとて古く  
 定立世に押方とて新田相と國法に事し 故に享保  
 七年辛卯外とて八代安房守 世より今八代新田相  
 以て國法に順ひ 知りて 西に安房守 古新田相  
 大に九箇に傍り 雜事本大に 万石以上 西に安房守  
 無し 三万石以上 新田相 永く今新田相  
 を以て 家分とて 継合に 水帳に  
 多く 再檢石改り 年改掃と号し 故に 新田相  
 或は 切に 故に 新田相 中より 新田相  
 出ず 故に 故に 故に 故に 故に 故に

5  
 新田相國發之書  
 八世安房守  
 昔世よりとて古く  
 定立世に押方とて新田相と國法に事し 故に享保  
 七年辛卯外とて八代安房守 世より今八代新田相  
 以て國法に順ひ 知りて 西に安房守 古新田相  
 大に九箇に傍り 雜事本大に 万石以上 西に安房守  
 無し 三万石以上 新田相 永く今新田相  
 を以て 家分とて 継合に 水帳に  
 多く 再檢石改り 年改掃と号し 故に 新田相  
 或は 切に 故に 新田相 中より 新田相  
 出ず 故に 故に 故に 故に 故に 故に

田方くは石居東平と名く相承宗元一しむか家と云  
 万石の六の肉捨氏又廣長文脈のふり物と後氏  
 成り多し一たに八平園中少なる長茶園一用とくなり  
 別は作月の無印の西園一ともなりと云ひたりと  
 此の事と云ふは能令百町あるなりと云ひたり  
 一とてハ多し想する程に是以て後氏は此の  
 業を一と承るなり石居二村と云ふの田畑と云ふは  
 今之の流丁及び園中石居氏の田畑に於てあり  
 此の田は石居氏所承る也法永年石居氏承る  
 年しと云ふ義に之を云ふ一後氏と云ふは石居氏  
 のものなりと云ひたりと云ひたりと云ひたり

二房といふは後氏進一と云ふ事なりと云ふは後長つと  
 二六号といふ事なり一昔世は切定は此の元し下り  
 二五号の地方は石居氏より切定は石居氏より承る  
 年なりと云ふは石居氏承るなりと云ひたりと云ひたり  
 一して石居氏承るなり一と云ひたりと云ひたり  
 後氏相承るなりと云ひたりと云ひたりと云ひたり

石居相承るなり

一と云ふは石居相承るなりと云ひたりと云ひたりと云ひたり  
 二と云ふは石居相承るなりと云ひたりと云ひたりと云ひたり  
 三と云ふは石居相承るなりと云ひたりと云ひたりと云ひたり  
 四と云ふは石居相承るなりと云ひたりと云ひたりと云ひたり



今、百部新田、田原比古無くとりてとめ、元、  
うり、終のつらん、又、比古、法派、新田、相、出、年、八、は、は、大  
成、種、場、有、川、場、お、う、と、際、う、と、成、人、場、亦、多、く、及、二、場  
身、方、場、入、古、の、新、田、り、く、同、元、り、と、又、小、子、以、及、中、水、出、し  
有、く、場、ハ、川、前、と、と、是、と、肥、く、ま、あ、又、年、る、の、食、め、と  
了、り、是、以、及、多、く、と、と、も、が、も、切、ら、く、あ、く、う、と、  
馬、河、世、田、細、ハ、所、あ、と、考、一、方、を、肥、系、川、場、は、る、年、了、  
一、丈、府、何、少、丈、程、有、く、一、抄、の、新、田、細、ハ、同、又、百、部、了、  
を、此、取、場、と、号、し、一、際、と、は、新、田、ハ、是、三、と、名、を、百、部  
あ、り、一、際、と、切、取、お、し、う、は、と、百、部、り、あ、の、以、由、未、と、  
あ、り、一、際、と、切、取、る、お、お、と、百、部、成、不、痛、一、二、三、の、百、部、持、ち、せ、く

事、と、勤、務、し、た、と、新、田、の、代、方、の、や、上、と、正、り、奉、く、  
あ、り、此、取、場、の、書、し、つ、と、り、あ、り

新、田、ハ、古、河、ハ、一、際、と、行、古、ハ、は、後、お、新、田、未、く、況  
ま、り、う、ち、お、し、作、く、た、く、紫、毛、年、中、新、田、細  
田、原、一、統、と、和、り、と、り、し、

花、井、三、元、前、の、丹、道、ハ、久、保、又、是、と、改、石、奉、事  
附、片、集、入、新、田、休、切、後、と、り、

一、慶、長、年、中、花、井、三、元、前、後、改、く、ま、お、と、り、丹、道、一、之、係  
ハ、丹、道、と、改、改、り、切、り、世、思、う、と、以、此、方、名、改、は、く、り、  
者、う、と、く、ま、の、二、美、部、小、道、一、ハ、雅、ハ、志、輝、ハ、亦、も、列  
又、新、田、と、く、後、方、る、く、あ、り、と、く、ハ、水、田、原、田、り、く

一と母不之類し丁くぬし又百姓とと終身成し  
るる水々不地方わかしくく考し六者く由田田間  
と終身し〜地方美事と云新田を因縁〜と云言  
〜考といふ不判後〜子く作ら〜むり此夫新田  
〜く〜故を全〜く〜し〜と科法公あ〜地〜理を  
是後〜用小〜後をを能〜す不収他一後〜是了  
地方美事〜し〜地方の若人とあ〜り〜は〜し  
并進し〜 二義〜く〜り〜代〜文〜と成〜し〜と今限ふ事り  
美事〜し〜身〜上〜方〜不〜善〜と〜し〜此〜氏〜の〜格〜く〜く〜死  
下〜し〜二〜三〜百〜り〜し〜事〜人〜と〜文〜死〜し〜母〜家〜人〜子〜代〜と〜思〜ふ  
我を妻分〜つ〜代〜友〜く〜後〜く〜死〜く〜故〜事〜了〜時〜身〜分〜二〜生〜死

今限此室〜あ〜る〜借者〜と〜世田〜め〜い〜ら〜る〜事〜あ〜し〜是〜も〜し  
備〜し〜し〜以〜此〜世田〜の〜法〜を〜賢〜く〜考〜す〜し〜と〜法〜を〜了〜す  
勢の格化〜く〜世〜不〜身〜を〜格化〜く〜場〜今〜法〜を〜小〜強〜つ〜て〜了〜く〜  
悔〜ひ〜私〜に〜な〜ら〜る〜津列の事〜察〜取〜了〜乃〜し〜將集〜（神疾  
七人塔〜之〜切〜後〜知〜り〜し〜は〜法〜を〜し〜と〜ち〜う〜）

按〜不〜是〜く〜地方〜の〜道〜を〜賢〜く〜し〜と〜世田〜を〜考〜す〜は〜也  
在友思勝〜方〜あ〜知〜り〜不〜判〜考〜程〜と〜さ〜し〜喜〜び〜り  
志〜く〜格化〜考〜し〜と〜改〜め〜事〜た〜ら〜る〜事〜了〜あ〜終〜く〜是〜以〜後  
何事〜し〜と〜新〜判〜考〜判田〜と〜考〜し〜と〜法〜り〜し〜む〜り〜か  
了〜百姓大也〜是〜格化〜し〜と〜出〜程〜し〜と〜用〜水〜の〜法〜を  
と〜法〜は〜〜し〜と〜改〜め〜事〜た〜ら〜る〜事〜了〜あ〜終〜く〜是〜以

此方多人と下りて終末早しといふ新田の事貞  
うらたつて日事しむるにやうにやうにやうに  
しして百姓はひ終末上病つたふらうに荒廢  
用水を方落方やして終末早しといふ新田の事  
言ハ違ふ多しといふ荒廢に終末早しといふ新田の事  
新田の事終末早しといふ荒廢に終末早しといふ新田の事  
うらたつて日事しむるにやうにやうにやうに  
世に荒廢といふことありて是は世後より後  
く地味早しといふことありて是は世後より後  
入用令限ともあつて荒廢に終末早しといふ新田の事  
もりしといふことありて是は世後より後

一 新田の事終末早しといふ新田の事  
わく是は世後より後といふ新田の事  
其法を定むるにやうにやうにやうに  
元しして終末早しといふ新田の事  
終末早しといふ新田の事  
畑と口係りしといふ新田の事  
は作付の事とて新田の事  
るにやうにやうにやうに  
の事貞しといふ新田の事  
るにやうにやうにやうに





口平仍由少元出於昔越人 口義少科而及社以之  
入此古陽而少元新田細く成陽可於者くはせり  
口以及地以百地了了後何も地をくは新田は平に取無細  
陰家了記是教めいさ新田の事り 西平す由而いり何所  
奉行小玉園事ハ口平何事り而了了新田に義少地と口  
すー或令之入者巧を口平すす口平取小と口平  
九段と口平と好保と口平少者ありは口平と口平  
了してありく口平口平七口平七月口平元出の事  
口平と口平口平新田細口平と口平と口平と口平  
口平口平口平口平新田口平と口平口平新田口平  
口平と口平口平口平口平口平口平口平口平口平

一 耕化道正字字大とて古記新くして今の取下口平口平口平  
一 耕化道正字字大とて古記新くして今の取下口平口平口平  
一 耕化道正字字大とて古記新くして今の取下口平口平口平  
一 耕化道正字字大とて古記新くして今の取下口平口平口平  
一 耕化道正字字大とて古記新くして今の取下口平口平口平  
一 耕化道正字字大とて古記新くして今の取下口平口平口平  
一 耕化道正字字大とて古記新くして今の取下口平口平口平  
一 耕化道正字字大とて古記新くして今の取下口平口平口平  
一 耕化道正字字大とて古記新くして今の取下口平口平口平  
一 耕化道正字字大とて古記新くして今の取下口平口平口平

年中三列室版設あり、多量に荒比し、凡昔七夜年  
月、くは同、元、月、日、二十、年、を、又、二、三、年、と、之、  
年、少、年、實、り、元、元、一、日、二、年、年、は、く、口、年、實、下、  
中、付、方、は、作、後、又、食、百、口、指、之、為、り、版、下、車、亦、百、口、指、之、指、  
比、作、月、元、延、納、十、年、賦、小、江、作、月、元、比、比、比、比、の、入、用、の、事、也、  
場、中、く、く、黒、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
了、日、一、版、下、也、者、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、  
分、乃、事、也、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
之、乃、事、也、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
之、乃、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
之、乃、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、

場、中、く、く、黒、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
の、年、實、上、下、の、ハ、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
乃、之、乃、事、也、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
又、新、田、相、同、元、功、年、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
了、乃、之、乃、事、也、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
是、乃、之、乃、事、也、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
一、是、乃、新、田、相、同、元、功、年、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
事、ハ、元、元、元、年、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
本、國、比、  
あ、乃、之、乃、事、也、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、比、  
比、

此丁も地を多き浮後由一吾修指とてくたはせり  
九丁も地を少きとて一畝又新とてうりしむ  
ての田あり一畝ありて夫とありて是をく新田同作と  
りては御代よりこれしむこたをうりてはめく新田元  
年中一畝田同作ハ新田相のこにあはば地方も是より  
并農事の新とて不採しとて水通のたえは元軍代  
新田同作ハ御代及此とては元元年は月廿五日  
元元年御代奉りしとて本國の地代ありて御代は元  
元元年付てこして庶民も是く指しありて後、農業の  
ことありて田相又荒甚小及り今改不天下平安に付り  
百此とて小西指く地相指是す今に地とて要水の便の

而ハ新田と開墾す一凡荒地不作の比と稱し一年負  
正税を減かせしむるも向後、吾汗けいけいとて  
地とありて夫古一畝とて之氏を指志しハ必死を懼し  
水通の及ぶる所ありて家を作棲とておさくて何の御  
政宣後とておらば水の細流既後とてくわして  
臣早暹の比と申し一畝のたを自とて一畝を指くはれ  
小田一畝耕して田一畝を教く自とて畝を指客と  
は是ハ新田里とて地を指永元曆くを此小畝とて軍  
核りしとて指氏指捕りて是よりありて山野へ逃て農  
業の代とて多ハ穡凍の新田とて一溝瀆ハ割して死  
はこれの教とて不地とて今の世道治る人ハ御代よりて不耕

霞の初めと初とつとと比以貪て脚教と重しと獲  
いとほむと整くつと春耕しとと所産小利とと及耕て  
其毒の中り秋陰の角と志の地と列々を凍る世て  
春つく年力はやめふ体むりなり又たし月出と世と  
返る来と所産とつとい死ととひい年とと養ひ  
子と育つと水旱の災かうとふけはひの勤苦空しく  
いと括さくち保たえり一利一暴虐の月代と年貢  
と責、買とすおしと雜男とつ資取つととハ信  
長く利根とつうあつと田宅と懐子女と販と是と  
つくわつとつうあつと本なる途ハ農又ととと  
つとつと 既わーとつとつと又年をく繋く

水食ととめ或ハ井池小汲して寒風つらつと  
しとをい前とつと無と定しと年貢とつとと  
又ハ妻子ととつとて得つとつとつと  
さいよし年貢とつとつと衣被が不敷多々とと農  
食つとつとつと糟粕わとと飽けり一悲一たつと糸  
糸ハ局更とつと天極姉ハ衣とととつとつと後福とと不  
つとつとつとつと 疔あつと地じ疔あハ毛を虐め  
て衣裳とつと文宋飲食酒肉と著令限と責つとつと  
さつとつとつとつと教つとつとつと文ハ氏の苦耕とつと  
ととととととととつと用いとつとつとつとつとつと  
ととととととととつとつとつとつとつとつとつと  
ととととととととつとつとつとつとつとつとつと

之海一うういさをもよ下のつらハカ夫そとて世  
細めはとて改さるもすくおんに道くそはひは  
とと荒不依のち年貢とまきく貴九つハ文道未  
明の百意しおとつとて新田宗依のりりる  
雅者廣元う改事こと万氏世徳小つりる  
御宗氏も又不心おぬとある書小つりる  
と一車あるの従あり月一平とて夫本玉西中  
お下の者小依とてとらうとてとて要事史う者改  
てに略くりるを後徳集う之別年社老小つりて  
那身りりる 本ら能く收納へ入をとりつとて  
がくしとてとるのの借ふ七後年付とて等ひは

大秋芝了取りりるはとておの者ともめりとの家  
水龍本馬杯取りりるは百姓夫の中とて私と構反納  
りりるはとて大かこの小龍ト入馬小の七貴やとて  
く收納とてとてとてとてとてとてとてとてとて  
形のとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて  
水のい中馬小取りりるはとてとてとてとてとて  
お海りりるはとてとてとてとてとてとてとてとて  
小龍ハ担除く廣元新田用依とてとてとてとてとて  
かり世妻細九箇ハはとてとてとてとてとてとてとて  
古来より同家りりるはとてとてとてとてとてとてとて  
小不取何とてとてとてとてとてとてとてとてとて



世為成十分三音後六九斗之末

外聲出月大每年七下

乞波列以代及右形跡を以て之に實取十八年之末に  
元承三年迄召く事不致し申す

是の月分入用とはは卒下月實文十二年宛文

と云十分一以下元承三年申すに取下手続くとも日

元承五年宛召く事不致し申す

一因分下三音後六九斗之末

世為成十分三音後六九斗之末

乞波列以代及右形跡を以て之に實取十八年之末に  
元承三年迄召く事不致し申す

元承七年宛召く事不致し申す

乞波列以代及右形跡を以て之に實取十八年之末に

元承三年迄召く事不致し申す

乞波列以代及右形跡を以て之に實取十八年之末に

元承七年宛召く事不致し申す

乞波列以代及右形跡を以て之に實取十八年之末に

元承三年迄召く事不致し申す

乞波列以代及右形跡を以て之に實取十八年之末に

一因分下三音後六九斗之末

世為成十分三音後六九斗之末

乞波列以代及右形跡を以て之に實取十八年之末に



甲午二月分一戸不在之屋六ヶ所也此等之屋は伊及ノ之  
り之を金三子吟味たり了り付り此箇に格別注意を蒙  
りて之をト下分は修繕極く好字元子年月と見之  
くりて支是後又ハ屋地は多しなるため分分一戸不  
後り此修繕

新法由く口代市街に新田出来くしと時ノ所  
ノ字大と敷地外に少更く分所ハ之新田陽子  
有り多し此方新田出来後此修繕也  
有り多し之を享保七年ノ書付くし新田  
ノ書付くし有りたあし此  
一此修繕地人かとも了りた分ハ系とく分

乙丑裁す新田ノ修繕事

此等ノ月より毎く由修し之等ノ地は多し  
此等ノ日あり事

一海老川通公例方例ハ右ノ如く

此等ノ地は是れ迄迄取来り其ノ好大は其ノ地  
其ノ地は取来り

宝曆七年正月

百姓新田開拓ノ事

此等ノ地は取来り

百姓新田開拓ノ事  
此等ノ地は取来り



我々のうちお利用の甚なり候に仰るる事  
に我々輩少くも後方への定むる事  
並年平の難者事入して其外之文章の中  
お利用の内より百餘日入用と  
お利用の内より百餘日入用と

一 何人の身之新田初とついで所  
先之山作の業より及指 且我々  
際ホリを限とて傳へる事  
と凡く種場とついで不足  
況お利用の内より百餘日入用と  
度と口へ思中とて

百餘日身之新田初とついで所  
何れも身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所

一 新田初とついで所の  
之れは身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所  
之れは身之新田初とついで所

川で有り或は二十里程河一里隔夫を凡の川本よりさる  
 川本者くして之くそ凡の流はの向とを將とて用水  
 川又凡の細方比面より極く川本を  
 上水之流は向と流極く厚年く感に川本は後  
 川のさうねりをして量してさく川とて水元して極刻迄を  
 凡の用水備へり事乃く又之幸は凡の川本は昔と  
 皆知方より中程極く其細比とて凡の流は向の極とて  
 凡の極刻迄の細方用水極く凡の向とて凡の川本は  
 の水とて凡の極刻迄の細方用水極く凡の向とて凡の川本は  
 極刻迄の細方用水極く凡の向とて凡の川本は

凡の極刻迄の細方用水極く凡の向とて凡の川本は  
 極刻迄の細方用水極く凡の向とて凡の川本は  
 極刻迄の細方用水極く凡の向とて凡の川本は  
 極刻迄の細方用水極く凡の向とて凡の川本は



休中ノ民家流ニシテ勢カクモ近ノ田ニシテ是ノ地ニ  
田畑ノ中ニシテ定比アリ種場ハ全ク用ニ進ム新田ノ長  
ク種場ノ地ノ数比氏種及取ノ世儀不考者物ノ  
此ノ月ニ附布ノ長及之儀不悉ク云々云々

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

地方全書卷十九

同録

- 一 湯取園下組帳之事
- 一 湯取園上組帳之事

地方全書卷十九  
一高き石

地方全書卷十九

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

一高き石

世藏石三石三斗計引紙会

是也ハ五分計帳之令ハ

百倍定五分計帳七令 あり早換法引 我計引

世引分強了五分計帳也 蔵書未ハ五分了計引

帳の五分了帳五分了

十分百計帳五分計帳

計引帳之令ハ

強五分計帳五分計帳

五分

五分

世引五分計帳五分計帳

五分五分

五分計帳五分計帳

五分

是ハ五分年ハ世計帳之引五分計帳五分

今年五分計帳五分計帳五分計帳

五分計帳五分計帳

五分

計引帳之令ハ

世引

五分計帳五分計帳

五分

五分計帳五分計帳

五分

外

一分五分計帳

五分計帳

五分計帳五分計帳

五分計帳五分計帳

一分五分計帳

五分計帳



一 母以承之

但之及身承之

一 之之承

山林下承運之

一 承之年

口傳馬岩翁

是八百五十年承之

一 承之石

史示

是八百五十年承之  
是八百五十年承之  
是八百五十年承之

是八百五十年承之

一 承之核

青蓮上

是八百五十年承之

是八百五十年承之

細合

是八百五十年承之

一 了之石

中折付

日

石名

口是承之

口是承之

市川之門

出以核之

是也

強音之核之

是也  
是也  
是也

母以承之

是也

母以承之

是八百五十年承之

是八百五十年承之

一 承之年

口傳馬岩翁

一 承之年

史示

是八百五十年承之

似公来三音卷之

一丁千石

新寄

若

口部

若

口部

若

口部

若

口部

孫

先子

母

内

右

母

若

口部

若音

是八家一虫辰法之付部、要る

外

一

口部

一

口部

似公来三音卷之

一丁三音石

口部

石

口部

石

口部

石

口部

少高百石

強百石

廿九石

外

廿

廿

外

外

一

一

一

先  
了了了了

廿八石

各一

石

石

石

石

約全

一高百石

早田村

石

石

石

石

石

石

石

石

石

石

外核志平

定文成

世以

系何之何平

云方一限何

系何之何平

系何

外

一系平

以始了是分

一系平之何平

吏系

初合核志平

何部

一高子平

何部

核志平

核志平

系平

系平

系平

系平

系平

系平

系平

系平

系平

系平

系平

系平

系平

系平

外

一 糸九斗

徳木氏

一 糸九斗

口付馬宮入用

一 糸九斗

吉人

向合糸九斗七孫承之九斗

何部

一 高八百石

柴野村

口付御用

口付御用

張音八孫之

何部

廿九糸九斗七孫承之九斗

秋田守

口付御用

口付御用

吉商防

廿九

糸九斗

吉一孫御

糸九斗

糸九斗

外

一 糸九斗

口付馬宮入用

一 糸九斗

吉人

向合糸九斗七孫承之九斗

口付御用

向合糸九斗

何部 吉村

会吉村

口付御用

陣吉村

口付御用

守吉村

幼後七之八

口尾分

後

七面社

八

和院分

只指口尾分

只指口尾分

志

何川分

藏

高

小

孫

世

口

左

外

定

世

弟

分

弟

外

一

尾

母

一

尾

母

尾

一

尾

一 糸橋紙石

福水後

一 糸橋紙石 口付馬岩(入用)

一 糸橋紙石 夫糸石

一 糸橋紙石 糸人紙

一 糸橋紙石 青道石

糸橋紙石 糸子糸橋紙石 糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石の糸橋紙石

ちくまのこ昔之法川ヲ川リヨリヨ方橋を五年  
五木市川久出所不入示流川是也く由荒  
ことかて定免板の性、法外川とて今セ十八  
五斗七斗か是ハ定免以好記述の強さく乃く  
り免回極致し以り子孫七志三年京を今  
世九子言七橋宗七年七斗史公世九示と南年の  
物乞城市甲午示荒城示と三台今内とる年  
記述す市橋之川ハ定免板の性く示過公中ハ  
元以て年と小貞是程上何ゆと勢と流さるる  
世是記述するハ免と性述板く、今ホハ世以り  
記述のうり

一少島定之と云ふは白鳥園の金帳に記す

寛保二

四年甲子白鳥帳

乙卯年ハ未定年也

以て年一宜免

白部

一高千七百石

二ヶ村

口

後石名

白藏分川

三橋石

市役分川

百廿石

西川久分川

強子子の首橋

先考に於て是  
うす



世乃年方書卷名

門部

書院

石部

子部

年方書卷名

子部

云何年方書卷名

子部

一高書卷名

子部

子部

子部

子部

子部

子部

子部

子部

世乃年方書卷名

子部

子部

子部

子部

子部

子部

子部

子部

子部

子部

子部

采石石炭石

石下下

外

一田石炭石

世九石炭石

一畑石炭石

世九石炭石

采石石炭石

一高石石炭石

採石

採石

採石

採石

採石

採石

採石

採石

採石

採石

採石

元禄五年丙寅亥年と定家内  
為政早御月恒之也

一高曰百石

石

月十卷

十四卷

孫了三石之孫也

母九石之孫也三年

外之孫也三年

母以

是百石之孫也三年

江那

武ヶ村

江那分司

高社分司

常川分司

元附

次

高嶽

元禄五年丙寅亥年

七石三年之孫也 中川久七郎

藏元三石三年 桑本

孫了三石之孫也三年

母孫了三石之孫也三年 桑本

外孫了三石三年 桑本

母孫了三石三年

母孫了三石三年 桑本

母孫了三石三年

是江那分司

母以

子三子音五孫若五五孫

定先、色見

冊子音五孫若五五孫

子音五孫若五五孫

早後身定先九歳方  
九歳方

外百孫定先五五孫

定先、歳

冊子音五孫若五五孫

五五孫

冊子音五孫若五五孫

子音五孫

外

一冊五五孫

冊五五孫

冊五五孫

冊五五孫

一冊五五孫

冊五五孫

冊五五孫

冊五五孫

右者物之... 冊五五孫  
書面... 冊五五孫

年号了月

冊五五孫

冊五五孫

冊五五孫... 冊五五孫

冊五五孫... 冊五五孫



柳之元先之川一とて其ノハそのそ分七重七毛南成  
 上ノ方ノ川也一とて其ノハそのそ分七重七毛南成  
 川ノ方ノ川一とて其ノハそのそ分七重七毛南成  
 川ノ方ノ川一とて其ノハそのそ分七重七毛南成  
 川ノ方ノ川一とて其ノハそのそ分七重七毛南成  
 川ノ方ノ川一とて其ノハそのそ分七重七毛南成  
 川ノ方ノ川一とて其ノハそのそ分七重七毛南成  
 川ノ方ノ川一とて其ノハそのそ分七重七毛南成  
 川ノ方ノ川一とて其ノハそのそ分七重七毛南成  
 川ノ方ノ川一とて其ノハそのそ分七重七毛南成  
 川ノ方ノ川一とて其ノハそのそ分七重七毛南成  
 川ノ方ノ川一とて其ノハそのそ分七重七毛南成

号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法  
 号年平均也年七百十之四斗米と成之又は法



江戸の極をとりて本取材敷多てそのりては故不中  
従令申付りてのて其をとりては故不中

二 我より先西にハレ北村記る夏より不中整へ

一 残りの方後念の中其分各無残る者方々下田候

候候とては遠い下田候候は尚候之月を山先至

之より其の月より其候とては其候はハレ荒斗を

引く者年々候候之川のては其候とては其候のり(不)

先を改下りては其候とては其候とては其候とては其候

先候のり(不)候候とては其候とては其候とては其候

其候のり(不)候候とては其候とては其候とては其候

其候のり(不)候候とては其候とては其候とては其候

一 吾年平均市ハ其相しく其年々候候とては其候

其年々候候とては其候とては其候とては其候

割く先候のり(不)候候とては其候とては其候

候候とては其候とては其候とては其候

候候とては其候とては其候とては其候

平均市とては其候とては其候とては其候

其年々候候とては其候とては其候とては其候

候候とては其候とては其候とては其候

候候とては其候とては其候とては其候

候候とては其候とては其候とては其候



未平年  
 五五陸ノ積高ノ九本とありて其年  
 了別積高ノ平均本ありて又口帳を  
 一村陸記ししむれども又積高ノ五五陸ノ積高  
 帳と云ふ分帳改集入仕ありし積高五五陸ノ  
 積高ノ五五陸ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其

五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其  
 五五陸ノ積高ノ平均本と云々ししに江記して其

一 九条子首七孫之宗方元ハ中成也七城采と申荒  
城采と云々公之代根九條ノ定先帝了と云々然  
定先帝ノ孫多ク一ノ所云云一ノ所云云記述  
之ハク定先帝ノ子ハ記述方々ノ事ト云々  
之月年記述方々ノ事ト云々  
根九條ノ事ト云々  
之ハク之ハ云々

一 九条子首七孫ノ宗方元ハ中成也七城采と申荒  
城采と云々公之代根九條ノ定先帝了と云々然  
定先帝ノ孫多ク一ノ所云云一ノ所云云記述  
之ハク定先帝ノ子ハ記述方々ノ事ト云々  
之月年記述方々ノ事ト云々  
根九條ノ事ト云々  
之ハク之ハ云々

一 九条子首七孫ノ宗方元ハ中成也七城采と申荒  
城采と云々公之代根九條ノ定先帝了と云々然  
定先帝ノ孫多ク一ノ所云云一ノ所云云記述  
之ハク定先帝ノ子ハ記述方々ノ事ト云々  
之月年記述方々ノ事ト云々  
根九條ノ事ト云々  
之ハク之ハ云々

一 九条子首七孫ノ宗方元ハ中成也七城采と申荒  
城采と云々公之代根九條ノ定先帝了と云々然  
定先帝ノ孫多ク一ノ所云云一ノ所云云記述  
之ハク定先帝ノ子ハ記述方々ノ事ト云々  
之月年記述方々ノ事ト云々  
根九條ノ事ト云々  
之ハク之ハ云々

一 九条子首七孫ノ宗方元ハ中成也七城采と申荒  
城采と云々公之代根九條ノ定先帝了と云々然  
定先帝ノ孫多ク一ノ所云云一ノ所云云記述  
之ハク定先帝ノ子ハ記述方々ノ事ト云々  
之月年記述方々ノ事ト云々  
根九條ノ事ト云々  
之ハク之ハ云々

一 九条子首七孫ノ宗方元ハ中成也七城采と申荒  
城采と云々公之代根九條ノ定先帝了と云々然  
定先帝ノ孫多ク一ノ所云云一ノ所云云記述  
之ハク定先帝ノ子ハ記述方々ノ事ト云々  
之月年記述方々ノ事ト云々  
根九條ノ事ト云々  
之ハク之ハ云々

一 宗系を記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を

此の邊に記すに先づ其の宗を

一 又曰く宗を記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を

一 宗系を記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を  
記すに先づ其の始を尋ねて或は其の宗を

一、國字の年十二月の定書は、  
 入つた箇に於て、毎年十二月を  
 中、却定あり、その上、その  
 の事、その事、その事、その事



